

憲法96条改正に反対する請願

【請願趣旨】

安倍総理大臣は、憲法改正発議要件を3分の2以上から過半数に緩和するための「憲法第96条改正」を、自民党の参議院選挙の公約にすることを明言しています。

自民党が、「憲法第96条改正」を突破口にして、実は「憲法第9条改正」を狙っていることはハッキリしています。第9条の改正では、なかなか国会の3分の2の合意を得て憲法改正を発議することが難しいので、ルール自体を変えてしまおうというのが「第96条改正」論の本質です。

そもそも「立憲主義」とは、国家機関が自分勝手に権力を振り回すことがないように、憲法によって枠組みを定めておく仕組みのことです。総理大臣は憲法で縛られている側であって、自らがその縛りを緩めるために「第96条改正」を主張すること自体が、大きな問題なのです。

ほとんどの憲法は、改正の要件を普通の法律よりも厳しくしており、世界の多くの国が発議の要件を3分の2以上としています。日本国憲法の改正手続きがとくに厳格ということはありません。「憲法96条改正」で憲法改正の発議要件が引き下げられれば、与党が簡単に憲法改正を発議できるようになり、憲法第9条の「改正」に直結することは明らかです。日本が平和国家から戦争国家へと変わりかねないのです。

そこで、憲法96条改正に反対し、政府・与党が憲法尊重擁護義務を遵守することを求めて、以下の事項を要請いたします。

【要請事項】

1. 憲法改正発議要件を緩和する憲法第96条の改正を行なわないこと。
2. 政府・与党は憲法第99条が定める憲法尊重擁護義務を遵守すること。

衆議院議長 伊吹文明 様
参議院議長 山崎正昭 様

2013年 月 日

名 前	住 所

*この署名は国会への請願のみで使用します。
取り扱い団体

よびかけ

社会民主党

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3 永田町ビル7F